

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	池田市予防接種事業関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、予防接種事業関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事業関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間で、個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。ワクチン接種記録システムにおいては、委託先との間で「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意をしたうえで委託している。

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和6年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業関連事務
②事務の内容	本事業は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)で定める予防接種について、市内で居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施するとともに、接種記録の登録・管理、接種事務の報告、給付の支給又は実費徴収、予防接種証明書の交付等の事務を行うものである。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>予防接種事業に係る下記機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種対象者抽出機能 生年月日及び性別等の条件設定により、各種予防接種の対象者データを抽出する。 2. 受診券発行機能 各種予防接種対象者に対して、受診券を発行する。 3. 接種履歴管理機能 接種情報の登録により、接種履歴を記録・管理する。 4. 実績報告等に係る情報・数値等の照会・算出機能 接種履歴等の情報の抽出・統計処理により、実績報告等に係る情報・数値等を照会・算出する。 5. 各種様式・帳票の出力機能 対象者等に関する情報や統計数値を参照し、各種照会・報告等に係る様式・帳票に出力する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (国民健康保険システム)</p>
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名管理システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。 3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (社会保障関係システム、中間サーバ)</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管、管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介し、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持、管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスターに情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証、権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種記録の登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 10、93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供ができる根拠 番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3、115の2の項 2. 情報照会ができる根拠 番号法第19条第8号別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	池田市子ども・健康部健康増進課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種事業対象者
その必要性	予防接種に関する情報等の記録を作成、管理することにより、予防接種の実施、実費徴収や給付支給の事務等を正確かつ効果的に行い、また、未接種者への勧奨や重複通知等の予防等に利用するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	識別情報：対象者を特定するために保有(参照)する。 連絡先等情報：性別、生年月日等を管理し、条件設定による対象者把握のため、また通知業務等に利用するために保有する。 業務関係情報：予防接種の接種状況等を管理するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	子ども・健康部健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	
③使用目的 ※	氏名、性別、生年月日、住所の4情報および個人番号等により、予防接種対象者を特定し、受診券の発行や予防接種履歴等の管理・情報提供を行うため。また、実費徴収や給付支給等の要件を判断するため。	
④使用の主体	使用部署	子ども・健康部健康増進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の抽出・管理 ・受診券の発行 ・予防接種情報の記録・管理 ・接種勧奨業務 ・予防接種情報の提供・照会 ・予防接種情報の様式・帳票出力
	情報の突合	本人等より特定個人情報を入手する際は、本人確認書類およびシステムの4情報等と突合。既に保有している特定個人情報と他の情報の突合の際、内部事務においては4情報等により突合し、他事務や自治体間での提供・照会時等は、内部番号を介して個人番号により突合。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	健康管理システムの運用及び保守・改修業務	
①委託内容	健康管理システムの運用に関するサポート、システムの保守・改修を行う。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	NECネクソソリューションズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について許可願を提出してもらい、市長決裁の上で許諾している。
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ。

委託事項2～5	
委託事項2	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	市町村長又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種事業対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 115の2の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種事業対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報は、部外者の入室を制限した事務室内のシステム端末からアクセス、または同室内のキャビネット等に保管。・システム端末からのアクセスは、ユーザーIDおよびパスワード・生体情報による認証、また、ユーザーに対するシステム利用機能の制限により運用。・システムサーバ室は鍵で施錠し、入退室時の記録を行う。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。また、クラウドサービスを利用しており、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none">①論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。②当該領域のデータは、暗号化処理をする。③個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。④国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。⑤日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
--------	---

7. 備考

<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ol style="list-style-type: none">①本市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。②本市の領域に保管されたデータは、他機関からは消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>
--

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種情報ファイル>

(基本情報)

- 1 宛名番号
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 世帯員・保護者情報
- 6 連絡先
- 7 住民区分
- 8 住所情報
- 9 住民となった日・住民でなくなった日

(予防接種情報)

- 10 種類
- 11 区分・回数
- 12 実施日
- 13 実施機関
- 14 製造社・ワクチン名
- 15 ロット番号
- 16 接種量
- 17 他市依頼事由・場所
- 18 接種不可理由
- 19 接種券発行日

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- 1 個人番号
- 2 宛名番号
- 3 自治体コード
- 4 接種券番号
- 5 属性情報(氏名・生年月日・性別)
- 6 接種状況(実施/未実施)
- 7 接種回数
- 8 接種日
- 9 ワクチンメーカー
- 10 ロット番号
- 11 ワクチン種類(※)
- 12 製品名(※)
- 13 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名・ローマ字氏名・国籍・旅券番号)(※)
- 14 証明書ID(※)
- 15 証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報入手の際には、システムにおいて対象者を特定した上で行う。 ・本人からの申請等による情報入手にあたっては、申請内容および本人確認を実施する。 ・ unnecessary書類の受理や、項目外の情報の記載を求めず、特定個人情報ファイルへの記録を行わない。 ・庁内他業務システム等からの情報入手にあたっては、内部番号等を介して対象者を特定し、対象者以外の情報入手が行われないこと、また、必要な情報以外が連携されないことをシステム上で担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制限している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏洩を防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・各担当者の事務区分・権限を設定し、 unnecessary情報入手や個人番号の参照を制限している。 ・宛名管理システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号を参照できないよう、個人番号と宛名情報（4情報）等を物理的に分けて管理している。 ・庁内他業務システム等との連携においては、目的とする事務と必要な情報の対応に関するシステム連携の仕様に基づき、事務に必要な情報以外が連携されないことをシステム上で担保している。 <ワクチン接種記録システム（VRS）における措置> 接種医療機関等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<健康管理システムにおける措置> ユーザーIDによる識別とパスワード・生体情報による認証を実施しており、各ユーザーに使用可能な事務区分・権限を設定している。 <ワクチン接種記録システムにおける措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。

<p>その他の措置の内容</p>	<p><健康管理システムにおける措置> ・人事異動等により事務区分・権限が変更・不要となった場合は、ユーザーIDや権限等の変更・削除を行う。 ・システムへのアクセス、操作履歴の記録を保存している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 当市が指定する管理者は、定期的にユーザーID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ①住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>		
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>		
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>		
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている]</p>	<p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>個人情報の秘密の保持義務、管理に関する重要項目等の報告、適正管理、持ち出しの制限、複製若しくは複写の制限</p>	
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>情報セキュリティ事故防止を目的とし、委託事業者が再委託先に「秘密情報管理実施要領」を遵守させている。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取り扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<p> </p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザのシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザのシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・不正アクセス防止策として、ウイルス対策ソフトやファイアウォール等を導入している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>【物理的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理・施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>【技術的対策】</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査</p>
<p>9. 従業員に対する教育・啓発</p>	
<p>従業員に対する教育・啓発</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> <p><職員及び委託事業者に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員については、個人情報保護に関する教育、指導を行っている。 ・委託事業者については、個人情報保護に関する教育を行った上で業務に取り組むよう指導している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうることを周知している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置></p> <p>デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
<p>10. その他のリスク対策</p>	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏洩が生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市総合政策部広報広聴課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条、第91条、第99条に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市子ども・健康部健康増進課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	